



## マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！

☎ 保健福祉課 国民健康保険係 ☎476-1111 (135)

令和4年7月31日時点で県内1046か所の医療機関において、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます(大崎町内は7か所)。ただし、利用するためには事前にマイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)への登録が必要となります。

### ● 利用登録をするには？

- ・パソコン(カードリーダーが必要)やスマートフォンから申し込む
- ・役場住民環境課では、マイナポータルからの申請の補助をしております。利用登録を行いたい方はマイナンバーカードをお持ちください。

利用できる医療機関にはこのステッカーが掲示されています

### 登録することで利用できるようになるサービス

- 医療機関で健康保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証として利用できます
- 就職や引越しをしても引き続き健康保険証として利用できます
- ご自身の特定健診の結果や処方された薬の情報、支払った医療費の情報などをマイナポータルで閲覧することができます



### ！ ご注意を！

1. 健康保険証についてはこれまでどおり発行されますので、そちらもご使用いただけます
2. カードリーダーが設置されていない医療機関では、従来どおり健康保険証の提示が必要です
3. マイナポータルへアクセスするには、**利用者証明用電子証明書暗証番号(4桁)**が必要です
4. 国民健康保険加入・脱退等の手続きはこれまでどおり役場で行う必要があります



現在、町民の3人に1人がマイナンバーカードを作成しています。お持ちでない方はこの機会にお作りください。また、マイナンバーカードの作成についてご不明な点がございましたら、役場住民環境課窓口係までお問い合わせください。



## 後期高齢者医療「被保険者証」の更新について(2回目)

☎ 保健福祉課 国民健康保険係 ☎476-1111 (135)

10月1日からの窓口負担割合の改正に伴い、被保険者証の一斉更新が9月にもう一度行われます。7月の1回目と同様に郵送での交付となりますので、お手元に届きましたら内容をご確認ください。発送は9月中旬を予定しております。

今回交付する被保険者証の**有効期限は令和5年7月31日まで**です。